年　　月　　日

受託事業に関するチェックシート

受託事業規程3条に基づき、下記のとおり、受託事業の内容・実施方法等を示しますので、企画委員会および総務財務委員会における審議をお願いします。

受託事業名：

受託者（組織・代表者）：

| 項目 | チェック内容 | 適否  いずれかに○ | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第2条  実施の要件 | ○受託事業は、学会事業の遂行に有益、かつ、本会の事業に著しい支障を生じないか。 | 適  否 | 受託概要を記載。 |
| 第3条  契約の締結 | ○契約書等で、以下が明確か。  ・受託事業の内容  ・実施方法  ・実施期間  ・契約金額  ・契約金の支払い方法  ・成果の報告および発表  ・契約の変更および解除の条件  ・その他必要な事項 | 適  否 |  |
| 第4条  受託期間 | ○1事業年度以内か。  ○1年を超える場合には、認められる特別な事業があるか。 | 適  否 | 1年を超える場合、理由を記載。 |
| 第5条  経費の積算 | ○経費には、直接費、本部管理費、消費税が積算されているか。  ○学会基準に適合しているか（適合しない場合、特別な事情により関係者の調整済みか）。  ○「精算なし」となっているか。  ○支払いは前払いか（特別な事情での分割か）。 | 適  否 | 特別な事情の際に、理由等を記載。 |
| 第8条  成果の報告および公表 | ○委託者の同意を得て，学会側が途中経過や成果の公表が可能となっているか。  ○成果物の改変が、学会の許諾なしには、できないことになっているか。  ○成果物は、学会の許諾なしには、学会以外の表示・氏名での公表はできないことになっているか。 | 適  否 | 著作利用権（公表の権利）が確保され、著作者人格権が放棄でないことを確認する。この確認ができない（左記が適でない）場合、その理由を記載。 |
| 第9条  契約の変更および解除 | ○学会が「必要があり」と認めるときは，契約変更や解約が可能となっているか。  ○委託者の都合により、契約の変更，解約された場合，支出した受託事業の費用の支払いや、損害賠償を学会が受けることが可能か。 | 適  否 |  |